

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中野市長 湯本 隆英

市町村名 (市町村コード)	中野市 (20211)
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (東江部、西江部、岩船、吉田、片塩、七瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月8日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

平野地区の人口減少・高齢化の進行に伴い、農家人口も減少、高齢化が進んでいる。  
主に平坦な地形の農地が広がっており、水稻や野菜、果樹の生産が行われている。  
市街地や集落に近く、幹線道路沿線など宅地化が進んでいる箇所も多く、住宅地と営農環境との関係に苦慮も見られる。  
住宅地への配慮や農道の不足、生産品目の価格低下等の要因から、離農や担い手不足が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

平坦地で優良農地が比較的多い地区で、水稻や野菜をはじめ多様な農産物の栽培を引きつづき行っていくが、付加価値の高い新たな品目の栽培についても研究を進める。  
平野地区は、農地の集約化を進めつつも、地区内人口だけでは農業者が不足していることから他地区、他自治体から担い手を積極的に受け入れ後継者を確保していく。  
さらに地域農業に関する情報を共有する為、担い手や農地所有者が集う場を地域と関係機関が連携して定期的に開催する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	307.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	202.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。  
地域計画策定当初から、農業上の利用が行われる農用地の区域の全ての農地に、将来の担い手を位置付けることは困難であることから、今後、地域での話し合いを継続し、段階的に追加及び見直しを行っていく。  
なお、区域内の農用地等面積には、東吉田(中野地区)の農用地等面積も含んでいる。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
平野地区のうち、まずは岩船地区、江部地区、七瀬地区の農地について、経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構の活用を推進していく。また、傾斜地にある農地については、農地の集積・集約が困難であることから、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、近隣の担い手や新規就農者への集積・集約を推進するものとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用の推進にあたっては、メリットをわかりやすく説明する等、周知方法の工夫に努めるとともに、継続的な情報提供を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
平野地区の農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道や水路の整備及び修繕、畑かん設備の改修を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、中野市及びJA等と連携し、農業体験や相談体制、情報収集と発信に努め、新たな担い手が早期に安定経営できるよう切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託に関する取組については、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能交付金の対象エリアについては、地域が主体となり、農業生産活動、多面的機能を増進する活動を行い、農地を適切に保全・管理する。

⑧生産性向上を目指し、農道や畑かん設備の整備・改修や防霜ファンによる霜害対策等を検討し、担い手が参入しやすい営農環境を構築する。

